

議事要旨(1)「単体財務諸表に関する検討会議」に関連する項目の検討

冒頭、西川委員長より、「単体財務諸表に関する検討会議」に関連するテーマ（無形資産（開発費）、企業結合ステップ2（のれん）、退職給付ステップ1（未認識項目の負債計上）、包括利益の表示（単体財務諸表への適用））については長期間にわたり検討してきたことから、結論を出すための議論を行う提案がなされた。その後、審議事項(1)に基づいて、小賀坂主席研究員より単体検討会議に関連するテーマの今後の進め方についての説明が行われた。

ある委員より以下の意見があった。

当該テーマの議論を行うことに同意する。しかし、企業会計審議会での議論や海外におけるIFRSの適用状況についても留意して議論を進めるのが良いと考える。

上記に対して事務局から以下の説明があった。

企業会計審議会では、コンバージェンスや日本基準のあり方等について議論されており、ASBJでの議論も影響を受ける。しかし、今回のテーマでコンセンサスが得られているものは、審議会の議論と切り離して、議論を進め、結論を得ることが適切である旨の意見もある。また、特に開発費の資産計上等やのれんの非償却については、IASBの適用後レビューの対象になるように積極的にIASBに働きかけをしたいと考えている。

ある委員より以下の意見があった。

事務局の提案には基本的に賛成である。退職給付ステップ1の未認識項目の負債の計上に係る連結財務諸表の取扱いについては、概ねコンセンサスが得られており、また、包括利益の表示（単体財務諸表への適用）も1年後を目途に判断することが会計基準の中に示されているため、両者については、できるだけ速やかに議論を開始することが望ましいと考える。

ある委員より以下の意見があった。

このテーマの議論を進めるにあたって、コンバージェンスを図る考え方を排除することはできないため、企業会計審議会の議論にも留意しなければならないと考える。今回の開発費等の方向性は、コンバージェンスを否定した訳ではなく、現時点で関係者のコンセンサスが得られていないため、現状維持するという考え方と理解している。

ある委員より以下の意見があった。

事務局の提案に概ね賛成である。ただし、退職給付ステップ1における未認識項目の負債計上や包括利益の表示の単体財務諸表への任意適用については、税法・会社法等の他の制

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

度に関係するので、時間的余裕をもったスケジュールで議論することが望ましいと考える。上記に対して事務局から以下の説明があった。

退職給付ステップ 1 における未認識項目の負債計上や包括利益の表示の単体財務諸表への任意適用については、実務上は妨げる理由がないため、任意適用を認めることを支持する意見もあれば、単体財務諸表の企業間の比較可能性を損なう懸念や、税法・会社法等の他の制度との関係を踏まえると任意適用を認めないことを支持する意見もある。

ある委員より以下の意見があった。

事務局の提案どおり、関係者のコンセンサスが得られていないものについて、現行の処理を維持するという選択肢も十分あり得ると考える。一方で、企業結合ステップ 2「少数株主持分の会計処理及び少数株主損益の表示」については、米国会計基準や IFRS に揃えることで比較可能性を高める観点から、変更することについてコンセンサスが得られるのではないかと考えている。退職給付ステップ 1、包括利益の表示（単体財務諸表への適用）を先行して議論し、その後に無形資産、企業結合ステップ 2 を議論すべきと考える。

ある委員より以下の意見があった。

退職給付ステップ 1、包括利益の表示（単体財務諸表への適用）を先行して議論すべきと考える。しかし、両者について連結財務諸表に適用される一方、単体財務諸表には適用されない方向性とした場合、連結財務諸表を作成していない上場会社については、企業間の比較可能性などの観点から対応を検討する必要があると考える。開発費については、IFRS を採用している EU 企業に対する ASBJ が実施した調査では実務上バラツキがあるようにみうけられ、近く再度調査する予定にしており、また、ASBJ からの IASB のアジェンダ・コンサルテーションへのコメントでも適用後レビューの対象とする提案をしていることから、当面、現状の費用処理を維持することは十分にありうると考える。一方、企業結合ステップ 2 でののれんの償却に関する検討と関係するが、これまでの当委員会の審議でのれんの償却期間の合理性について批判があることから、無形資産の包括的な会計基準を開発し、開発費以外の無形資産について適切な会計処理等を規定することが適切と考える。さらに企業結合ステップ 2 における、少数株主持分の会計処理に関する全部のれんの取扱いについては、慎重に議論すべきと考える。

ある委員より以下の意見があった。

事務局案について特に異論はない。これらのテーマは企業会計審議会での議論に影響を受ける可能性があるが、今まで長い間議論されてきたことを踏まえると、ここで結論を出して世間に周知することが望ましい、また、今回の変更がどのように位置づけられるかについては、これから議論を深めていけば良いと考える。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

あるオブザーバーより以下の意見があった。

事務局の提案に概ね賛成する。財務諸表利用者に対するアンケート調査によると、開発費の資産計上及びのれんの非償却については、今回変更する必要性は少ないと考えられる。また、退職給付ステップ 1 における未認識項目の負債計上や包括利益の表示も、現状を踏まえると、単体財務諸表に適用されないことは仕方がないが、企業に任意で適用することを認めることが望ましいと考える。

以上